

特別栽培農産物に係る表示ガイドラインに基づく慣行レベル確認要領

第1 目的

この要領は、「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」（平成4年10月1日付け農産園芸局長、食品流通局長、食糧庁長官通知。以下「ガイドライン」という。）第4第2項第5号の規定に基づき、県が確認を行う化学合成農薬及び化学肥料の慣行レベルの確認について、必要な手続きを定める。

第2 対象農産物

- 1 確認の対象となる農産物は、ガイドラインの対象となる農産物のうち、本県において栽培が可能な農産物であって、農業協同組合等（以下「農協等」という。）により防除及び施肥の指導資料が作成されているもの又は農薬や肥料の使用実態等が明らかなものに限る。
- 2 ガイドラインに基づき県が慣行レベルを定めたものについては、前項の規定に関わらず確認の対象としない。

第3 確認を行う地域

確認を行う慣行レベルの対象地域の範囲は、原則として市町村とする。

第4 確認手続き

- 1 特別栽培農産物の慣行レベルの確認を申請できる者は、当該農産物の生産者又は生産者が組織する団体とする。
- 2 慣行レベルの確認を申請しようとする者は、特別栽培農産物に係る慣行レベル確認申請書（別紙様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、申請しようとする者の生産ほ場が属する広域振興局の農政部長又は農林振興センター所長を経由して農業普及技術課総括課長に提出するものとする。
 - (1) 地域の農協等が作成した防除及び施肥の技術指導に係る書類
 - (2) 地域の農薬及び肥料の使用実態を示す書類
 - (3) 水稻の場合であって、(1)若しくは(2)のいずれか又は(1)及び(2)の双方を提出することができない場合は、次に掲げる書類
 - ア 地域の栽培実績が確認できる書類
 - イ 品種の栽培特性や施肥基準等に関する書類
 - ウ 今後の栽培面積見込みが分かる書類

- 3 申請を受理した広域振興局の農政担当の部長又は農林振興センター所長は、地域の栽培実態を踏まえ、意見を付して、農業普及技術課総括課長へ進達するものとする。
- 4 農業普及技術課総括課長は、慣行レベルの確認を行い申請者あて通知するものとする。
- 5 農業普及技術課総括課長は、前項の確認にあたっては、関係課等の意見を聴取するものとする。
- 6 申請書の受付期間は、原則として、1月15日、2月15日、7月15日、10月15日それぞれの日（当該日が週休日である場合には、当該日直後の週休日以外の日）から始まる2週間とする。
- 7 慣行レベルの確認は、当該申請にかかる受付期間の最終日から起算して、原則として1か月以内に行うものとする。

第5 補則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、農業普及技術課総括課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成16年3月26日から施行する。

平成16年4月12日 一部改正

平成18年3月1日 一部改正

この要領は、平成18年3月31日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

この要領は、平成22年5月19日から施行する。

この要領は、平成25年6月10日から施行する。